

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びバハマ国政府は、

二十十一年一月二十七日にナッソーで署名された脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定（以下「協定」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定第五条の次に次の一条を加える。

第五条のA 自動的な情報の交換

両締約国の権限のある当局は、両締約国の権限のある当局の間の合意によって決定する区分の事案に関しては、その合意によって決定する手続に従い、第二条に規定する目的のため、情報を自動的に交換す

る。

第二条

協定第三条を次のように改める。

第三条 管轄

一方の締約国は、その当局によって保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者によって保有され、又は管理されていない情報については、それを提供する義務を負わない。

第三条

協定第八条第四文を次のように改める。

当該情報は、情報を提供する締約国の権限のある当局の書面による明示の同意がない場合には、他の者又は当局（非締約国内にあるものを含む。）に開示することができない。

第四条

協定第十八条3の次に次の4を加える。

4 2の規定にかかわらず、第五条のAの規定は、次のものについて適用する。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、二千十七年一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、二千十七年一月一日以後に課される租税

第五条

1 この議定書は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 協定の不可分の一部を成すこの議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十七年二月九日にナッソーで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

中野正則

バハマ国政府のために

マイケル・B・ハルキテイス